障障発０３３１第７号

令和３年３月31日

計画相談支援等に係る令和３年度報酬改定の内容等及び

地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について

～　抜粋　～

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課長

**第四 地域の相談支援体制のさらなる充実・強化を図るための今後の各自治体における取組事項等について**

**１ 各地域の相談支援体制における今後の目指すべき方向性**

今回の令和３年度改定を含むこれまでの報酬改定においては、計画相談支援等の質の向上を図るため、様々な見直しを行ったところである。

しかし、計画相談支援等は障害福祉サービス等の支給決定の際に勘案されるサービス等利用計画案を策定する極めて公共性が高く、中立公正が求められる事業であり、その質の維持・向上を図るためには、各相談支援事業所個別の取組だけでなく、地域の事業所が共同で行う取組を官民協働により実施することも重要である。

また、障害児者の生活を支えるための相談支援体制は、計画相談支援等のみならず、地域相談支援、障害者相談支援事業（地域生活支援事業）、基幹相談支援センター及び協議会を総合的に整備していくことが必要である。

さらには、令和２年６月に改正社会福祉法が成立し、重層的支援体制整備事業が新設された。同事業には、世代や属性を超えた相談を受け止め、必要な機関につなぐ事業であり、従来高齢・障害・子ども・生活困窮の各分野で展開されてきた相談支援事業を一体的に実施する包括的相談支援事業が必須事業となっている。重層的支援体制整備事業の実施を検討する市町村においては、こうした観点も踏まえた体制整備が必要である。

これらに対応するためには、地方自治体が積極的に関与しながら、地域の相談支援体制の構築及びその体制の充実・強化を引き続き図っていく必要がある。

このための取組を各自治体が進めていく前提として、相談支援事業所、障害者相談支援事業（地域生活支援事業）、基幹相談支援センター及び協議会の各主体の果たすべき役割と、将来的に目指すべき姿を以下のとおり示す。

**（１）相談支援事業所について**

**２）利用者及びサービス事業者等との信頼関係の醸成**

利用者の個別の状況に応じた適切な頻度及び機会でのモニタリングを実施すること等により、継続的かつ定期的に利用者との関わりを持つことで、利用者の新たなニーズや状況の変化に応じたニーズを見出し、その充足のための適切なサービス利用に係る助言や提案等を通じて、利用者とより一層の信頼関係が醸成され、利用者が納得し、希望する暮らしの実現に向けた支援が可能となる。 また、利用者に対してサービスを提供している他の事業所におけるサービス管理責任者等の職員との関係においても、利用者に関する情報の交換、支援方針の確認等を頻繁に行うこと等により、相互の信頼関係や支援チームの力が醸成され、より緊密な多職種連携の体制が構築されることとなる。そうした支援の積み重ねにより、多様な機関や事業所等とその関係者が地域全体で利用者を支える体制を段階的に構築することが望ましい。

**３）利用者へのケアマネジメントを通じた地域課題の整理及び社会資源の開発**

個々の利用者への相談支援を通じて、当該利用者を地域全体で支えるために解決すべき地域課題を整理するとともに、必要となる社会資源を自ら開発することや基幹相談支援センター等への提案を行うことが可能となる。 特に、障害者の重度化・高齢化の傾向を踏まえ、事業所が地域生活支援拠点等の一翼を担うことや、医療的ケア児者や強度行動障害者、罪をした者、医療観察法対象者をはじめ高度な専門性が求められる支援を地域で可能とするための連携体制に参画する事業運営が求められる。

**（３）基幹相談支援センター（地域生活支援事業）について**

**３）各相談支援事業所が整理した地域課題の集約**

基幹相談支援センターは第四の１の（１）の３）で前述したとおり、各相談支援事業所が個々の利用者への相談支援活動を通じて見出された現状の支援体制や社会資源では対応できない課題について集約・分析した上で、地域全体で検討すべき課題として整理を行い、後述する協議会の機能を活用して解決に向けた協議を行うなどの取組を主導していく必要がある。 なお、地域課題の集約は、基幹相談支援センターが各相談支援事業所に対して求めた上で収集することに加え、各相談支援事業所から自発的に整理した地域課題が協議会に提案される姿が将来的には望ましい。

**（４）協議会について**

計画相談支援等によりきめ細やかな相談支援が実施されたとしても、現状の支援体制や社会資源のみでは解決できない課題が発見される場合がある。その際は、地域全体で検討すべき課題として、行政、各相談支援事業所、サービス提供事業所、障害当事者、その他関係機関により解決のための協議を行い、必要に応じて新たな社会資源の開発等の検討及び開発等のために必要となる具体的な取組について検討する。

**２ 各自治体において今後取り組むべき事項について**

1. **各地域で構築する相談支援体制の方向性等の検討**

各自治体においては、第四の１で示した各主体が果たすべき役割と目指すべき姿も踏まえ、各主体がどのような役割分担を果たした上で地域の相談支援体制を構築すべきかについて、協議会等の場も活用しながら具体的に検討すること。また、すでに一定の方向性に基づき取組を進めている自治体においても、当該方向性について定期的に検証するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。 また、第四の２の（２）以降において詳述する各取組を実施する際の具体的な手続き等についても、事前に関係者の意見を聴いた上で、協議会において設定することが望ましい。

**（４）地域生活支援拠点等について**

地域生活支援拠点等については、機能のひとつとして相談支援が掲げられている。その基盤整備や地域でのコーディネーターの役割は基幹相談支援センターにその期待が寄せられているところである。

同時に、地域生活支援拠点等を必要とする障害者等の中には、障害福祉サービス等を利用中の者が多く含まれる。このため、平常時の支援や緊急時の対応を行うに当たっては、拠点整備か面的整備かに関わらず、相談支援事業が地域生活支援拠点等と利用者との結節点としての役割を果たすことが、地域生活支援拠点等を実効的なものとする際の要素のひとつとなるものである。このため、平成30年度改定において、地域生活支援拠点等相談強化加算及び地域体制強化共同支援加算を創設し、令和３年度改定においても、複数事業所の協働による体制確保に当たっては、地域生活支援拠点等であることを要件としたところである。

これらを踏まえ、地域においては協議会等において協議を行い、相談支援機能を含む地域生活支援拠点等のさらなる充実強化を図ることが重要である。